

# 青森市障がい福祉計画第5期計画（素案）に対するご意見について

資料1  
平成30年2月1日  
障がい者福祉専門分科会

## ○専門分科会におけるご意見

No	項目	素案 頁	議 案 頁	ご意見の概要	市の考え方	反映 状況
1	第4章 成果目標 IV 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	30	32	精神障がいだけを協議する場を作るのでは、意味がない。どのようなシステムでどこに協議の場を設けるかを検討していただきたい。	成果目標では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すこととしており、ご意見のように精神障がいのある方だけを対象とする地域包括ケアシステムとならないよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する中で検討してまいります。	実施段階検討
2	第4章 成果目標 V 障がい児支援の提供体制の整備	31	33	通所施設及び訪問サービス事業等での医療的ケアに対応できる施設の充実に関する方策がないか。	成果目標では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を目標としており、ご意見のように医療的ケアに対応できる施設の充実についても、その協議の場の中で検討してまいります。	実施段階検討
3	第5章 障害福祉サービス等の見込量 I 障害福祉サービス毎の見込量 1 訪問系サービス	33	35	重度障害者等包括支援について、見込量は0だが、今後検討するなどの付帯事項を付け、市の姿勢を示したらどうか。	重度障害者等包括支援については、実態に合わせて見込量を0としたものでありますが、見込量の確保の考え方に、「事業所の設置を促進するほか、サービスを担う人材を確保するなど、サービス提供の確保に努める」と記述しており、ご意見のように重度障害者等包括支援を実施する事業所の設置についても促進していくこととしております。	記述・整理済
4	第5章 障害福祉サービス等の見込量 I 障害福祉サービス毎の見込量 4 相談支援	45	47	事業所によって相談体制にムラがあると感じている。複雑な制度であるからこそ相談支援専門員の質を高める取組を強化してほしい。	相談支援専門員の質を高める取組については、見込量の確保の考え方に、「青森市相談支援事業所連絡会議や事例検討会を活用して、情報共有を行うほか、他機関が行う研修への参加を促すなどにより、相談支援専門員のスキルアップを図る」と記述しており、ご意見のように相談支援専門員のスキルアップに取り組んでいくこととしております。	記述・整理済
5	第5章 障害福祉サービス等の見込量 II 地域生活支援事業に関する各事業の見込量 1 必須事業	53	55	手話通訳者設置事業の見込量を2人としているが、相談件数が3,000件以上あり、今後は3人必要なのではないか。	手話通訳者設置事業については、年々相談件数は増加傾向にありますが、現状は設置手話通訳者2人で対応できており、増員については、今後の実施状況を踏まえた上で検討してまいります。	実施段階検討
6	第5章 障害福祉サービス等の見込量 II 地域生活支援事業に関する各事業の見込量 1 必須事業	55 57 58	57 59 60 63	点訳手話奉仕員養成事業や手話通訳者養成研修事業の利用見込量について、定員の何割と見込むなど、キリのいい数字としてはどうか。	見込量については、基本的に、平成27年度から平成29年度の利用実績等を基に推計しておりますが、年度によって増減があり、今後大幅な増減が見込まれない場合には、平成29年度見込みのまま推移するものと見込んでおります。	反映困難
7	その他	—	—	第4期計画フォローアップについて、計画相談支援の利用実績は、年々増加しているが、達成率が伸びていないのは、なぜか。	各年度における見込量に対する利用実績の比率が達成率です。第4期計画で見込んだ伸び率よりも、実績の伸び率が低くなっているため、達成率が伸びていないこととなっております。	その他
8	その他	—	—	支援する側の事業所が委員のメンバーに居ないが、計画にはどのように関わっているのか。	事業所については、サービスの提供体制に関するアンケート調査を実施したほか、事業所従事者を委員に含む自立支援協議会から意見をいただくなど、計画策定に関わっていただいております。	その他

【反映状況の定義】  
「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの  
「実施段階検討」・・・意見を踏まえ計画の実施段階で検討するもの  
「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの  
「反映困難」・・・反映が困難なもの  
「その他」・・・上記以外のもの  
「対象事項外」・・・計画の成果目標や見込量、その達成のための方策以外への意見

# 青森市障がい福祉計画第5期計画（素案）に対するご意見について

## ○障がい者団体等との意見交換会におけるご意見

No	項目	素案 頁	計画(案) 頁	ご意見の概要	市の考え方	反映 状況
1	第2章 障がい者数等の推移 I 障がい者数の推移 5 身体障害者手帳の障がい別の交付状況	8	8	障がい者数等の推移において、身体障がいの中に聴覚、肢体、視覚、内部などさまざまな障がいがあるので、分けて記載してほしい。	身体障害者手帳の障がい別の交付状況について、素案の概要でご説明した時点では省略したものであり、計画素案では視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、肢体不自由、内部障がいと障がい別に分けて記述しております。	記述・ 整理済
2	第4章 成果目標 I 福祉施設の入所者の地域生活への移行	27	27	平成32年度までに42人が施設入所から地域生活へ移行することを成果目標としているが、施設サポート、ヘルパーサポート、地域の援助を充実させていかないと現実的な数字にはならないと感じた。現状では、ヘルパーも足りない。今まで以上に、私たちも実現に向けて取り組んでいかなければいけないと考えている。	福祉施設の入所者の地域生活への移行については、目標値達成に向けた取組に、「相談支援事業所や保健・医療・福祉・教育などの関係機関により構成する青森市障がい者自立支援協議会において、障がいのある方等の意見をもとに施設入所者が地域生活へスムーズに移行できるよう、経済的な負担や緊急時の受入体制などの地域生活における課題を検討し、社会資源や各種制度の有効活用を図る」と記述しており、施設入所者が地域生活へスムーズに移行できるよう取り組んでいくこととしております。	記述・ 整理済
3	第4章 成果目標 IV 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	30	32	精神科病院に入院する障がい者を地域生活に移行させるとしているが、グループホームや市営住宅では、まだまだ受け入れていないという声が聞こえてくる。重点的に取り組んでほしい。	精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、今後、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める中で、障がいのある方のグループホームや市営住宅などでの受入について検討してまいります。	実施段 階検討
4	第4章 成果目標 V 障がい児支援の提供体制の整備等	31	33	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい名がついても通うことができる（放課後等）デイサービスがない。相談できる人もいない。</li> <li>市内在住の医療的ケア児31名を一人一人把握して、何らかの形で寄り添った対応をしてほしい。</li> <li>重症心身障がい児者等コーディネーター養成事業を実施してほしい。</li> <li>視覚障がい児の保育園受け入れが拒否され大変困った。</li> <li>全盲児の親からは、保育園の受け入れ先がない、中等部、高等部になってからのデイサービスの受け入れ先が困難になるという意見があった。</li> <li>（放課後等）デイサービスの受け入れについて、視覚障がい児の前例がないという理由で拒否された。今後、中学部、高等部終了後に（放課後等）デイサービスを利用することが困難になると予想される。特に重複障がい児は就労も困難な現状である。</li> <li>子どもの発達や親の就労のため、福祉的・医療的に通常の保育園に通うことが難しい子どものための預かり施設の設置を強く希望する。</li> <li>親が就労するための預け先がない。</li> </ul>	重症心身障がい児や医療的ケア児等への支援については、障がいのある子どもやその家族が地域で安心して生活できるよう、各々のニーズに応じた療育・教育の充実を図るための望ましい提供体制の在り方などについて検討を進める必要があり、平成30年度末までに設置を目指す保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場において、このたびいただいた各ご意見についても検討してまいりたいと考えております。	実施段 階検討

### 【反映状況の定義】

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「実施段階検討」・・・意見を踏まえ計画の実施段階で検討するもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・計画の成果目標や見込量、その達成のための方策以外への意見

## 青森市障がい福祉計画第5期計画（素案）に対するご意見について

No	項目	素案 頁	計画(案) 頁	ご意見の概要	市の考え方	反映 状況
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師が訪問した時に知りたい情報を持っていなかった。障がい児の今や将来に対して必要なサービスなどをコーディネートしてくれる窓口や人材が必要である。</li> <li>・医療的ケアが必要な子どもの預け先を探す際、市、県、保健師、相談支援事業所の連携がとれていないためたらい回しにされた。窓口がバラバラなので、情報が一つのところに集まれば良いと思う。また、退院後にどのようなサービスを受けられるのか、どこに申請すればいいのか、一覧のようなものがあれば良いと思う。</li> <li>・コーディネーターには、退院してからではなく入院中から関わってほしい。</li> <li>・あすなろ療育福祉センターには、看護師、保育士、理学療法士、作業療法士、言語療法士が揃っていて、障がい児についてのノウハウを持っているので、預かる場を設けて、その知識や技術を保育園などにおろして欲しい。</li> <li>・保育園を探すコーディネーターは必要だが、預かる施設がないと本末転倒である。</li> <li>・現在、唯一の（医療的ケア児の）預け先であるあすなろ療育福祉センターでさえ、時間の制限や移送サービスの費用がかかるなど、保育園とは大きな格差が生じている。</li> </ul>		
5	第5章 障害福祉サービス等の見込量 I 障害福祉サービス毎の見込量 1 訪問系サービス	33	35	行動援護事業所の数が少ないので、各事業所に対して設置するよう働きかけてほしい。	行動援護事業所を含む訪問系サービス事業所の確保については、見込量の確保の考え方に、「事業所の設置を促進するほか、サービスを担う人材を確保するなど、サービスの提供体制の確保に努める」と記述しており、行動援護事業所の設置についても促進していくこととしております。	記述・ 整理済
6	第5章 障害福祉サービス等の見込量 I 障害福祉サービス毎の見込量 1 訪問系サービス	33	35	通院等介助について、1度の通院で4時間以上になることもあるので、時間数の考え方を改善してほしい。	居宅介護の通院等介助の時間数については、サービス等利用計画作成時に必要となる時間数を見込んでいただければ、1度の通院でヘルパーを4時間以上派遣することも可能となっております。	対象 事項外
7	第5章 障害福祉サービス等の見込量 I 障害福祉サービス毎の見込量 4 相談支援	45	47	心の病は他人から見て分からないので、行政側から今どういう悩みがあるのか聞く体制を作ってほしい。	相談支援体制については、見込量の確保の考え方に、「障がいのある方の特性や実情に応じた相談支援事業を実施するため、相談支援事業所との連携強化を図るなどして、相談支援体制の充実に努める」と記述しており、心の病を抱えている方に対する相談支援体制の充実にについても取り組んでいくこととしております。	記述・ 整理済

**【反映状況の定義】**

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「実施段階検討」・・・意見を踏まえ計画の実施段階で検討するもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・計画の成果目標や見込量、その達成のための方策以外への意見

## 青森市障がい福祉計画第5期計画（素案）に対するご意見について

No	項目	素案 頁	計画(案) 頁	ご意見の概要	市の考え方	反映 状況
8	第5章 障害福祉サービス等の見込量 I 障害福祉サービス毎の見込量 4 相談支援	45	47	相談支援事業所の職員を増やしてほしい。	相談支援事業所の相談支援専門員については、見込量の確保の考え方に、「青森市相談支援事業所連絡会議や事例検討会を活用して、情報共有を行うほか、他機関が行う研修への参加を促すなどにより、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、サービス提供体制の確保に努める」と記述しており、各事業所に職員の増員を働きかけるなど、相談支援専門員の確保に取り組んでいくこととしております。	記述・ 整理済
9	第5章 障害福祉サービス等の見込量 II 地域生活支援事業に関する各事業の見込量 1 必須事業 (1) 障害者に対する理解を深めるための啓発事業	50	52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルプカードについて、まだまだ世間一般に認知されていない。市の広報などを活用して認知を高めるPR活動を行ってほしい。</li> <li>・市としても盲導犬の理解に協力してほしい。</li> <li>・心のバリアフリーのほかに物理的なバリアフリーがまだ多くある。解消のためには行政だけではできないので、一緒になってやる方法を継続的に考えていかなければいけない。</li> <li>・てんかんがあると車の免許を持っていない人が多いということを理解してほしい。</li> <li>・知ることからはじめる障がいへの理解ハンドブックの「聴覚障がいとは」に記載されている「ろう（あ）者は、生まれつき聞こえないかたです。」を「ろう（あ）者は、ほとんど聞こえないかたです。」に変更してほしい。</li> <li>・障がいについての理解を深めるためにパンフレットやハンドブックの認知度を上げてほしい。</li> <li>・ハンドブックなどの問い合わせ先にファックス番号を明記してほしい。</li> </ul>	<p>平成29年4月に施行した「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」において、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるための取組を推進することとしており、これまで以上に障がいのある方に対する理解を深めるための啓発事業を実施していく必要があると考えております。</p> <p>今後、いただいたご意見を参考に、障害者に対する理解を深めるための啓発事業の実施に取り組んでまいります。</p>	実施段 階検討

**【反映状況の定義】**

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「実施段階検討」・・・意見を踏まえ計画の実施段階で検討するもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・計画の成果目標や見込量、その達成のための方策以外への意見

## 青森市障がい福祉計画第5期計画（素案）に対するご意見について

No	項目	素案 頁	計画(案) 頁	ご意見の概要	市の考え方	反映 状況
10	第5章 障害福祉サービス等の見込量 Ⅱ 地域生活支援事業に関する各事業の見込量 1 必須事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業	52	54	親亡き後に法人が後見を継続していくシステムを構築できるよう、市にも成年後見制度法人後見の支援をしてほしい。	成年後見制度法人後見支援事業については、見込量の確保の考え方に、「社会福祉法人等の法人後見実施団体やその他関係機関との連携を図りながら、法人後見活動を支援するための研修を実施する」と記述しており、成年後見制度を円滑に利用できるような支援をしていくこととしております。	記述・ 整理済
11	第5章 障害福祉サービス等の見込量 Ⅱ 地域生活支援事業に関する各事業の見込量 1 必須事業 (6) 意思疎通支援事業	53 54	55 56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者派遣について、24時間対応してほしい。</li> <li>・設置手話通訳者2名が不在のときに市役所のどこの窓口に行っても対応できるよう手話講習会を開催してほしい。</li> <li>・施設の職員に手話ができる人がほとんどいないので、入所することが困難である。北海道新得町にはろうあ者が入所することができる施設があるので、青森市にもそのような施設を設けてほしい。</li> <li>・駅前庁舎に移転後、日本年金機構青森年金事務所や議会への通訳依頼があった場合はどうするのか。</li> <li>・手話は言語だと認められたからには、医師や看護師などの医療関係者も手話を使えるようにしてほしい。また、デイサービスにおいても手話を使えるようにしてほしい。</li> </ul>	<p>平成29年4月に施行した「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」において、手話は言語であるという認識のもと、手話の理解や普及を図っていくこととしており、いただいたご意見を参考に、障がいの特性に応じた情報の取得や意思疎通が容易に行えるよう必要な支援を行ってまいります。</p> <p>なお、駅前庁舎移転後においても、議会を含む市役所内での手話通訳については、基本的に2名の設置手話通訳者が対応いたしますが、対応が困難な場合には登録手話通訳者を派遣いたします。</p>	実施段 階検討
12	第5章 障害福祉サービス等の見込量 Ⅱ 地域生活支援事業に関する各事業の見込量 1 必須事業 (7) 日常生活用具給付等事業	54	56	NICUに入院し、生後数ヶ月であったため、身体障がい者手帳を取得することができず、日常生活用具の吸引器の給付を受けられなかった。手帳や難病だけではなく、「要医療的ケア児者」という枠を設けてほしい。	<p>日常生活用具給付等事業は障害者総合支援法に基づき提供されるサービスであることから、障がい者手帳を所持している方が指定難病に罹患している方が対象となっております。</p> <p>したがいまして、現在の法律上、障がい児者とみなされない「要医療的ケア児者」を対象とすることは難しいと考えておりますが、今後、いただいたご意見を踏まえ、機会を捉えて、国、県に対して働きかけてまいります。</p>	反映 困難

**【反映状況の定義】**

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「実施段階検討」・・・意見を踏まえ計画の実施段階で検討するもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・計画の成果目標や見込量、その達成のための方策以外への意見

青森市障がい福祉計画第5期計画（素案）に対するご意見について

No	項目	素案 頁	計画(案) 頁	ご意見の概要	市の考え方	反映 状況																																																																		
13	第5章 障害福祉サービス等の見込量 II 地域生活支援事業に関する各事業の見込量 1 必須事業 (8) 手話奉仕員養成事業	55	57 63	点訳奉仕員養成と手話奉仕員養成について、指導内容、方法などが全く違うため、それぞれ1つの事業として区別してほしい。	<p>地域生活支援事業の区分では、手話奉仕員の養成が必須事業、点訳奉仕員の養成が任意事業となっていることから、点訳手話奉仕員養成事業については手話奉仕員養成事業と点訳奉仕員養成事業に以下のとおり分割いたします。</p> <p><b>1 必須事業 (8) 点訳・手話奉仕員養成事業</b></p> <p>◆利用見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">第4期実績</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度 (見込)</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点訳・手話奉仕員養成事業</td> <td>人</td> <td>74</td> <td>60</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>1 必須事業 (8) 手話奉仕員養成事業</b></p> <p>◆利用見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">第4期実績</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度 (見込)</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話奉仕員養成事業</td> <td>人</td> <td>60</td> <td>51</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 任意事業 (5) 点訳奉仕員養成事業</b></p> <p>◆利用見込量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">第4期実績</th> <th colspan="3">第5期見込量</th> </tr> <tr> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度 (見込)</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点訳奉仕員養成事業</td> <td>人</td> <td>14</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	第4期実績			第5期見込量			27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度	点訳・手話奉仕員養成事業	人	74	60	69	69	69	69	区分	単位	第4期実績			第5期見込量			27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度	手話奉仕員養成事業	人	60	51	60	60	60	60	区分	単位	第4期実績			第5期見込量			27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度	点訳奉仕員養成事業	人	14	9	9	9	9	9	反映
区分	単位	第4期実績			第5期見込量																																																																			
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度																																																																	
点訳・手話奉仕員養成事業	人	74	60	69	69	69	69																																																																	
区分	単位	第4期実績			第5期見込量																																																																			
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度																																																																	
手話奉仕員養成事業	人	60	51	60	60	60	60																																																																	
区分	単位	第4期実績			第5期見込量																																																																			
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度																																																																	
点訳奉仕員養成事業	人	14	9	9	9	9	9																																																																	
14	第5章 障害福祉サービス等の見込量 II 地域生活支援事業に関する各事業の見込量 1 必須事業 (9) 障害者外出介護サービス事業	56	58	外出介護について、利用したくても断られている人がいる。サービスを提供する事業所を増やすために単価の見直しをしてほしい。	障害者外出介護サービス事業については、見込量の確保の考え方において、「外出時の付添ヘルパーを派遣する提供体制の確保に努める」こととしており、まずは利用者が希望通り利用できるような事業所に対して働きかけることとし、単価の見直しについては必要に応じて検討いたします。	実施段階検討																																																																		

【反映状況の定義】

「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの  
「実施段階検討」・・・意見を踏まえ計画の実施段階で検討するもの  
「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの  
「反映困難」・・・反映が困難なもの  
「その他」・・・上記以外のもの  
「対象事項外」・・・計画の成果目標や見込量、その達成のための方策以外への意見

## 青森市障がい福祉計画第5期計画（素案）に対するご意見について

No	項目	素案 頁	計画(案) 頁	ご意見の概要	市の考え方	反映 状況
15	第5章 障害福祉サービス等の見込量 Ⅱ 地域生活支援事業に関する各事業の見込量 1 必須事業 (12) 手話通訳者養成研修事業	57 58	59 60	手話通訳者養成研修事業の見込を 29 人では中途半端なので30人に してほしい。	見込量については、基本的に、平成 27 年度から平成 29 年度の利用実績 等を基に推計しておりますが、年度によって増減があり、今後大幅な増減が 見込まれない場合には、平成 29 年度見込みのまま推移するものと見込んで おります。	反映 困難
16	第5章 障害福祉サービス等の見込量 Ⅱ 地域生活支援事業に関する各事業の見込量 1 必須事業 (12) 手話通訳者養成研修事業	58	60	手話通訳者養成事業について、指導者の知識をレベルアップさせるた めに市の負担で研修を実施してほしい。	手話通訳者養成研修事業については、見込量の確保の考え方において、「ろ うあ協会等の関係機関との連携を図る」こととしており、指導者に対する研 修についても必要に応じて関係機関と協議してまいります。	実施段 階検討
17	全体	—	—	素案の概要において見込量の増減が見やすくなるよう矢印を入れてほ しい。	障害福祉サービス等の見込量の増減については、素案の概要では省略して おりますが、計画素案では増減が見やすいようグラフを表記しています。	記述・ 整理済
18	その他（移動支援について）	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移送サービスの充実を強くお願いしたい。</li> <li>・学習会等の移送に介護保険が使えないと言われるので、工夫して使え るようにしてほしい。</li> <li>・車椅子やバギー、医療機器など、重量も幅もとるものを持ち運ぶため に、日常生活において自動車での移動が欠かせないので、給油券の減 額は非常に残念である。</li> </ul>	平成 29 年 4 月に施行した「青森市障がいのある人もない人も共に生きる 社会づくり条例」において、市は、障がいのある人の自立又は社会参加の促 進のため、公共交通事業者その他の関係者と連携し、障がいのある人が安全 で快適に利用できる交通手段が提供されるよう支援を行うこととしており ます。 今後、いただいたご意見を参考に、障がいの特性やニーズに応じた移動支 援の実施に取り組んでまいります。	対象 事項外
19	その他（医療・リハビリについて）	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脳の蘇生力を信じて、市として攻めのリハビリを応援してもらいたい。</li> <li>・介護や障がいのリハビリ等のサービスを思うように受けられないの で、もっと受けられるようにしてほしい。利用者とその家族が心身と もに健やかになるため、今一度サービスの質の向上を図り、青森らし い福祉の推進を願う。</li> <li>・嚥下障害になった時に、すぐに胃ろうにしないでほしい。(何か方法が あるのではないかとということが家族の思いである。</li> <li>・神経難病に特化したリハビリをやってくれるところがない。</li> <li>・ノウハウを持っている施設に訪問リハビリの依頼をしても、地域エリ アがあるため受けられないと言われるので、地域エリアをはずしてほ しい。また、まずは介護保険を使ってと言われるが、医療保険を使っ ての訪問看護を受けられるようにしてほしい。</li> </ul>	障がいのある方の地域生活におけるさまざまな課題については、相談支援 事業所や保健・医療・福祉・教育などの関係機関により構成する青森市障が い者自立支援協議会において、障がいのある方等の意見をもとに検討してい るところであり、今後、いただいたご意見については、本協議会等を活用し ながら検討させていただき、さまざまな社会資源や各種制度の有効活用につ なげてまいりたいと考えております。	対象 事項外

**【反映状況の定義】**

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「実施段階検討」・・・意見を踏まえ計画の実施段階で検討するもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・計画の成果目標や見込量、その達成のための方策以外への意見

## 青森市障がい福祉計画第5期計画（素案）に対するご意見について

No	項目	素案 頁	計画(案) 頁	ご意見の概要	市の考え方	反映 状況
20	その他（意見交換会について）	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別の団体ごとに意見交換する場を設けてほしい。</li> <li>・ 会としての意見をまとめるために、資料は事前に配付してもらいたい。</li> <li>・ 会議は日中に3時間ぐらいで開催してほしい。</li> <li>・ 障がい者団体と個別に話し合いをしてほしい。</li> <li>・ しあわせプラザでの会議は、国道から歩いて来なければいけないので、車がない人にとって大変である。開催する場所を考えてほしい。</li> <li>・ 会議の時間が足りないので1時間半ではなく2時間ぐらいにしてみてくださいどうか。</li> <li>・ 車が無い人には、相乗りできる方を募ってみてはどうか。</li> <li>・ 医療的ケア児の状況、家族の意見を聴取する場をこれからも提供してほしい。</li> </ul>	<p>今後の意見交換会の開催方法等については、いただいたご意見を参考に検討してまいります。</p>	対象 事項外
21	その他	—	—	<p>県庁所在地である青森市が、障がい児、障がい者に優しいモデル地区になってほしい。</p>	<p>平成28年3月に策定した「青森市障がい者総合プラン」では、「誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現」を基本理念に掲げており、いただいたご意見を参考に、障がい児・者が安心して暮らすことができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>	対象 事項外

### 【反映状況の定義】

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
- 「実施段階検討」・・・意見を踏まえ計画の実施段階で検討するもの
- 「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
- 「反映困難」・・・反映が困難なもの
- 「その他」・・・上記以外のもの
- 「対象事項外」・・・計画の成果目標や見込量、その達成のための方策以外への意見